

食安監発第 0401003 号
平成 21 年 4 月 1 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

食中毒被害情報管理室の設置について

今般、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 65 号）が公布され、飲食に起因する衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に関する情報収集、管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務を行う食中毒被害情報管理室（以下「情報室」という。）が本日付けで設置されました。

については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 3 項及び第 5 項の規定に関する事務の処理基準として定めた「食中毒処理要領」（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号。最終改正平成 20 年 4 月 22 日付け食安発第 0422001 号。）に基づく厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課への報告等、食中毒発生時の情報収集等の窓口は、情報室が行うこととなるので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。